

一般競争入札の実施について（公告）

下記のとおり、一般競争入札（簡易Ⅱ型総合評価落札方式）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6並びに山形市水道事業及び公共下水道事業財務規程（昭和46年水道事業管理規程第3号）第117条の2及び山形市契約規則（昭和39年市規則第18号）第18条の規定により公告します。

なお、この入札は、山形市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により執行します。

令和 2年 6月30日

山形市上下水道事業管理者
庄司 新一

記

1 入札に付する事項

(1) 工事名

汚水管整備工事に伴う路面復旧工事（南館ほか第2401工区）

(2) 工事場所

山形市大字南館地内ほか

(3) 工事の概要

舗装工事

・面積 $A = 1,670 \text{ m}^2$

(4) 工期

令和2年12月11日まで

(5) 予定価格

事後公表

(6) その他

本件入札は、入札時に価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する簡易Ⅱ型総合評価落札方式による一般競争入札である。

また、本件入札については、山形市上下水道部低入札価格調査制度を適用する。

2 入札書の受付期間、開札日時及び開札場所

(1) 入札書の受付期間

令和2年7月31日（金） 午前8時30分から

令和2年8月 3日（月） 正午まで

(2) 開札日時

令和2年8月 4日（火） 午後1時30分

(3) 開札場所

山形市上下水道施設管理センター 3階 301会議室

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 山形市契約規則（昭和 39 年市規則第 18 号）第 25 条第 2 項の規定による平成 31・32 年度山形市上下水道部競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による建設業の許可のうち、舗装工事業の許可を受けていること。
- (4) 建設業法第 28 条第 3 項及び第 5 項の規定による営業停止の期間中でないこと。
- (5) 山形市上下水道部工事請負業者指名停止要綱（平成 7 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止の期間中でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続（同法に基づく更生計画の認可の決定後である場合を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続（同法に基づく再生計画の認可の決定後である場合を除く。）中のものでないこと。
- (7) 山形市内に本店を有していること。
- (8) 工事の請負に係る指名競争入札参加者の等級別格付に関する規程（昭和 57 年山形市告示第 35 号）第 4 条第 3 号の規定による舗装工事の A 等級に格付されていること。
- (9) 山形市上下水道部電子入札運用基準（平成 22 年 10 月 1 日施行。以下「運用基準」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき電子入札システム（規則第 17 条第 3 項に規定する電子入札システムをいう。以下同じ。）による利用者登録を行っている者又は、運用基準第 6 条の規定に基づき管理者が認める紙入札参加者であること。
- (10) 山形市建設工事請負契約約款第 49 条第 1 項第 9 号の規定に該当しない者であること。
- (11) 入札に参加しようとする者の間で、一方の会社等の代表者が他方の会社等の代表者を現に兼ねていないこと。ただし、入札執行の完了に至るまでに上記の事実が判明した場合において、これに該当する者のうち、一者を除く全てが入札を辞退したときは、残る一者については入札参加者の資格があるものとする。

4 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価を行う理由

本件工事は、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事であるが、山形市上下水道部の指示する仕様に基づき、適切で確実な工事の施工を確保できる技術力を保有しているかを確認する観点から、企業の施工能力、配置予定技術者の技術的能力及び企業の地域貢献に関する技術資料（以下「技術資料」という。）を求め、その内容と入札価格を総合的に評価するものである。

(2) 点数の付与

技術資料が適正と判断された者には、標準点として 100 点、品質確保の実効性と施工体制確保の確実性を評価した点（以下「品質等確実点」という。）として 7 点を与える。さらに、下記の評価項目及び評価基準に基づき、技術資料の内容に応じて、加算点として最大 13 点を与える。

対象	評価項目	評価基準	配点	評価点
企業の施工実績	①過去15年間の同種又は類似工事の施工実績の有無	同種工事の実績あり	5	2
		類似工事の実績あり		1
		実績なし		0
	②過去5年間における本市の発注工事に係る工事成績評定の平均点	80点以上		3
		78点以上80点未満		2
		76点以上78点未満		1
		76点未満		0
配置予定技術者の能力	③過去15年間の主任（監理）技術者又は現場代理人の施工経験の有無	同種工事の実績あり	6	2
		類似工事の実績あり		1
		実績なし		0
	④過去5年間において主任（監理）技術者又は現場代理人としてかかわった本市の発注工事に係る工事成績評定の平均点	80点以上		3
		78点以上80点未満		2
		76点以上78点未満		1
		76点未満		0
⑤過去4年間の山形市建設工事優秀技術者表彰制度における受賞歴の有無	受賞歴あり	1		
	受賞歴なし	0		
地域貢献	⑥山形市との災害応援協定の締結の有無	4項目に該当あり	2	2
		3項目に該当あり		1.5
	⑦更正保護の協力雇用主としての登録の有無	2項目に該当あり		1
		1項目に該当あり		0.5
	⑧山形市消防団協力事業所の認定の有無	該当なし		0
⑨山形市の市道等除雪業務委託の契約実績の有無				
最高点合計				13

- ※ 施工実績及び施工経験は、国（公団、独立行政法人を含む。）、県、市町村及び公益民間企業発注の工事实績とする。
- ※ 同種工事とは、設計規模7割程度以上、類似工事とは設計規模の5割程度以上とする。
- ※ ①及び③の実績に、工事成績評定65点未満の工事は含まれない。
- ※ ②及び④について、過去5年間における実績がないものは0点とする。
- ※ ⑤について、評価対象は、原則、発注工事と同工種の受賞歴とする。

(3) 総合評価の方法

上記(2)により得られた標準点、品質確実点及び加算点の合計点を、当該入札者の入札価格で除し、1,000,000 を乗じて得た数値（ただし、入札価格が山形市上下水道部低入札価格調査制度取扱基準に規定する調査基準価格を下回った場合は、品質等確実点を0点とし、標準点及び加算点の合計点を調査基準価格で除し、1,000,000 を乗じて得た数値とする。以下「評価点」という。）をもって行う。

(4) 評価値の算出方法

評価値は、次の算式により算出した値（その値に小数点以下第3位未満の端数が生じたときは、その端数を切捨てた値）とする。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点（標準点+加算点+品質等確実点）} / \text{入札価格} \times 1,000,000$$

(5) 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者（低入札価格調査により失格となった者を除く。）のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。また、落札となるべき評価値の者が二者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出し、総合評価管理費は含まない。

5 入札の無効

- (1) この公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者又は虚偽の申請を行った者のした入札、入札書の金額が工事費内訳書の積算金額と異なる入札その他入札に関する条件に違反した入札は、これを無効とする。
- (2) 入札参加者が営業停止処分又は指名停止の措置を受け、入札時点において営業停止又は指名停止の期間中である場合は、その者のした入札は、これを無効とする。

6 入札参加資格確認申請の受付期間、受付時間及び受付場所

本件入札への参加を希望するものは、入札参加資格確認申請書等の書類を次に掲げる期間内に、次に掲げる受付場所へ提出するとともに、電子入札システムにより参加資格確認申請の手続を行うものとする。

(1) 受付期間

令和2年6月30日（火）から令和2年7月13日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで（最終日は正午まで）

(3) 受付場所

山形市南石関27番地 山形市上下水道施設管理センター内

山形市上下水道部総務課 契約係

電話023-645-1177 内線224番

なお、一般競争入札参加資格確認申請書等の用紙は、山形市上下水道部のホームページに掲載するほか、上記受付場所において配付する。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

山形市契約規則第7条の規定に基づく山形市建設工事請負契約約款第4条に規定する保証（保証金額は、契約金額の10分の1に相当する額とする。）を付すこと。

8 週休2日確保モデル工事

本工事は、建設業における働き方改革に資する取り組みとして、週休2日を確保するモデル工事であり、受注者は契約締結後、施工計画書提出前にモデル工事を実施するか否かについて、発注者と協議の上、決定するものとする。

9 その他

上記に定めるもののほか、入札の方法その他本件入札の実施等に関しては、別紙「入札説

明書」に定めるところによる。

ただし、別紙は、上記6(3)の受付場所において保管するほか、山形市上下水道部のホームページに掲載するものとする。

10 問合せ先

上記6(3)の受付場所とする。